破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３号
群馬県利根郡昭和村大字糸井7444番地２
破産者　篠田　　稔
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第４号
群馬県利根郡昭和村大字糸井7444番地２
破産者　篠田きく枝
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第７号
群馬県利根郡昭和村大字川額1168番地１
破産者　諸田　一雄
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第８号
群馬県利根郡昭和村大字川額1168番地１
破産者　諸田　政利
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第９号
群馬県利根郡昭和村大字川額1168番地１
破産者　諸田たつ子
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第５６６号
札幌市中央区北３条東２丁目２番地７　スペース503号
破産者　後藤　暁子
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４０３号
札幌市北区麻生町４丁目９―７　パークマンション麻生８号、住民票上の住所札幌市東区北39条東１丁目１番25号　キュロット麻生201号
破産者　森　　修亮
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９８７号
札幌市中央区大通西23丁目２番７号　ペルシェール円山404号、住民票上の住所札幌市中央区北４条西25丁目２番11―509号
破産者　山口　英幸
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０９４号
北海道江別市見晴台28番地の１　パレスエベツ103
破産者　加藤　孝子
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８１号
仙台市宮城野区萩野町４丁目１番47号
破産者　渡邉　直人
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４３号
名古屋市千種区月ケ丘１丁目３番４号　服部マンション102号
破産者　名嘉　正義
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７０号
大阪府岸和田市春木中町６番14号
破産者　西嶋眞希子
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３９２号
大阪府和泉市箕形町３丁目１―26コーポフロンティア21　204号室、住民票上の住所大阪府岸和田市田治米町102番地の１
破産者　田中　　太
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６３０号
大阪府岸和田市土生町２丁目18―10スリーダイレクション405、住民票上の住所大阪府泉佐野市南中安松1566番地の１
破産者　大誠工業こと　中島　　誠
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
神戸市西区押部谷町高和661
破産者　山本　欽也
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５２１号
広島県竹原市港町４丁目６番４号
破産者　古河　豊満
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３５号
熊本県上天草市大矢野町登立112番地４
破産者　織口　富美
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１９３号
開始決定時の住所北海道旭川市６条通６丁目27番地　前田アパート212号室
破産者　中村猪一郎
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部